

熱中症(特別)警戒情報(アラート)の発令等に伴う 施設使用料の還付のお知らせ

熱中症予防の観点から、熱中症警戒情報の運用期間中^(※)において、下記の適用基準を満たし、施設を使用しない場合には、利用者からの申出に基づき、既納の使用料を還付することとします。

(※) 4月第4水曜日から10月第4水曜日まで

(還付の申出は各施設予約窓口までご連絡ください。)

■適用基準■

下記の条件1および条件2を満たした場合に適用されます。

条件1 利用日に熱中症特別警戒情報(アラート)または熱中症警戒情報(アラート)が大分県に発令されていること。 ※発令基準や時間につきましては、下表を参照ください。

※スポーツ等運動を伴う活動で施設を使用する場合^(※1)には、利用日における暑さ指数(WBGT)情報提供地点「大分」の日最高暑さ指数の予測値が、31以上^(※2)であること。

(※1) イベント等においてウォーキング等身体を動かす内容が含まれている場合も含む。

(※2) 「暑さ指数メール配信サービス」において、利用日前日または当日に配信される予測値のどちらかが、31以上である場合とする。



<大分市ホームページ>

条件2 屋外施設または冷空調が完備されていない屋内施設であること。

→対象施設の一覧は大分市ホームページからご確認ください。

■確認方法■

熱中症(特別)警戒情報(アラート)の発令状況や暑さ指数の予測値は、下記の2つのサイト(サービス)をご確認ください。

<熱中症予防情報サイト>



<暑さ指数メール配信サービス>



※要登録

熱中症(特別)警戒情報(アラート)の発令基準

	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)
発令基準	府県予報区等内において、 <u>いずれかの暑さ指数情報提供地点における、暑さ指数(WBGT)が33に達する場合</u>	都道府県内において、 <u>全ての暑さ指数情報提供地点における、暑さ指数(WBGT)が35に達する場合</u>
発令時間	前日 17 時および当日 5 時頃	前日 14 時頃

■施設利用者様へのお願い■

～暑熱下における施設利用について～

暑い時期において、スポーツ活動・イベント等により施設をご利用される際は、適切な熱中症対策を実施の上、施設をご利用ください。

また、本市において、「熱中症環境保健マニュアル」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」の記載事項をまとめた、「スポーツ活動・イベント等における熱中症対策の手引き」を作成いたしましたので、ご活用ください。



<熱中症対策の手引き>

(問い合わせ先)

大分市 環境部 環境対策課 脱炭素社会推進室

TEL:097-529-7243 E-Mail:datutanso@city.oita.oita.jp

※施設利用のキャンセル・還付に関する問い合わせは各施設予約窓口までご連絡ください。